			測定単位の数値が2,400人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			2,400人に満たない数が1,000人までの数	0.51
			同上1,000人を超え1,700人までの数	0.17
			同上1,700人を超え2,050人までの数	−0.39
			同上2,050人を超え2,225人までの数	−0.43
			同上2,225人を超える数	−1.50
	4　商工行政費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.72
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.64
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.59
			3,500,000人を超え6,000,000人までの数	0.42
			6,000,000人を超える数	0.38
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.66
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.78
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.90
			同上900,000人を超える数	0.79
			普通態容補正（都道府県庁所在地補正率）	
			中小企業支援市の区域	0.983
			その他の区域	1.000
六　総務費	1　徴税費	世帯数	段階補正	
			測定単位の数値が690,000世帯以上のもの	
			690,000世帯	1.00
			690,000世帯を超え830,000世帯までの数	0.96
			830,000世帯を超え1,300,000世帯までの数	0.93
			1,300,000世帯を超え2,300,000世帯までの数	0.93
			2,300,000世帯を超える数	0.82
			測定単位の数値が690,000世帯に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			690,000世帯に満たない数が220,000世帯までの数	0.04
			同上220,000世帯を超え330,000世帯までの数	0.07
			同上330,000世帯を超える数	0.15
	2　地域振興費	人口	段階補正	
			測定単位の数値が1,700,000人以上のもの	
			1,700,000人	1.00
			1,700,000人を超え2,100,000人までの数	0.46
			2,100,000人を超え2,500,000人までの数	0.55
			2,500,000人を超え3,500,000人までの数	0.64
			3,500,000人を超え5,000,000人までの数	0.65
			5,000,000人を超え6,000,000人までの数	0.64
			6,000,000人を超える数	0.49
			測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの	
			その団体の数値	1.00
			1,700,000人に満たない数が300,000人までの数	0.89
			同上300,000人を超え600,000人までの数	0.87
			同上600,000人を超え900,000人までの数	0.88
			同上900,000人を超える数	0.86

普通態容補正（給与差等）

	A				
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
1級地	—	—	—	3.014	—
2級地	2.662	—	—	2.722	2.742
3級地	2.268	—	2.292	2.314	2.329
4級地	2.098	2.099	2.119	2.138	2.151
5級地	1.592	—	1.603	1.613	1.620
6級地	1.282	1.282	1.287	—	1.295
無級地	—	0.860	0.857	0.854	0.853

	B
1級地	0.188
2級地	0.158
3級地	0.122
4級地	0.106
5級地	0.057
6級地	0.027
無級地	−0.014

㈱　北海道、東京都及び静岡県並びに福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ0.7756、137.162、0.061及び0.136を加算した率とする。

第10条第10項の算式によつて算定した数の段階	乗　率　A		乗数B
	離島に係る市町村	その他の市町村	離島に係る市町村
2.00未満のもの	1.00	1.00	500
2.00以上4.00未満のもの	1.00	1.00	1,250